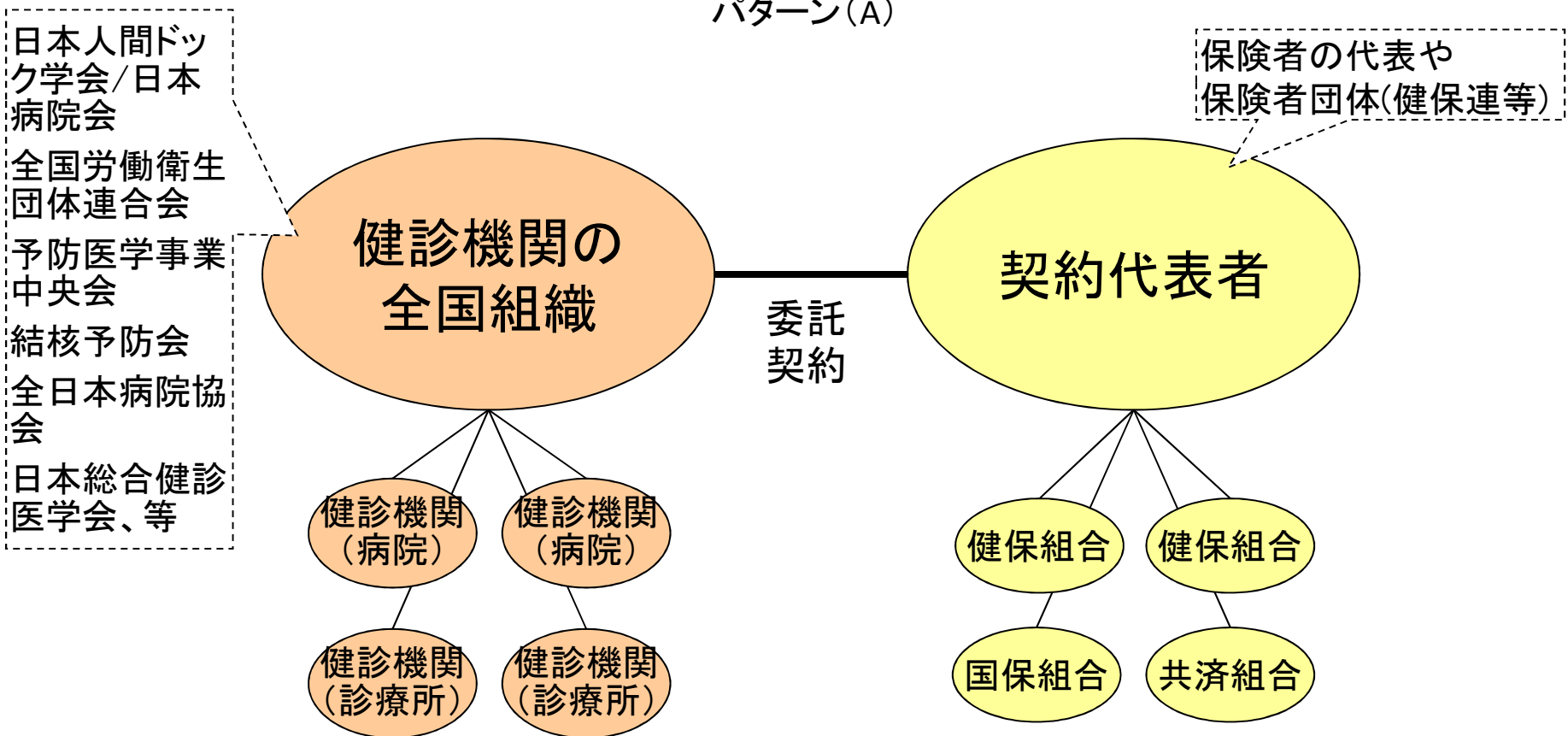


集合契約のパターン

グループでの契約である集合契約は、グループのまとまり方によって、多様なパターンが考えられる。

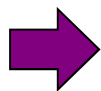
主なグループ化のパターンとして、次の(A)(B)がある。

【全国各地の健診機関で実施する場合】 パターン(A)

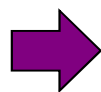


市町村(国保)が、直診施設等で直接特定健診等を行う場合

市町村(国保)が、外部の機関(地区医師会等)に委託して特定健診等を実施する場合



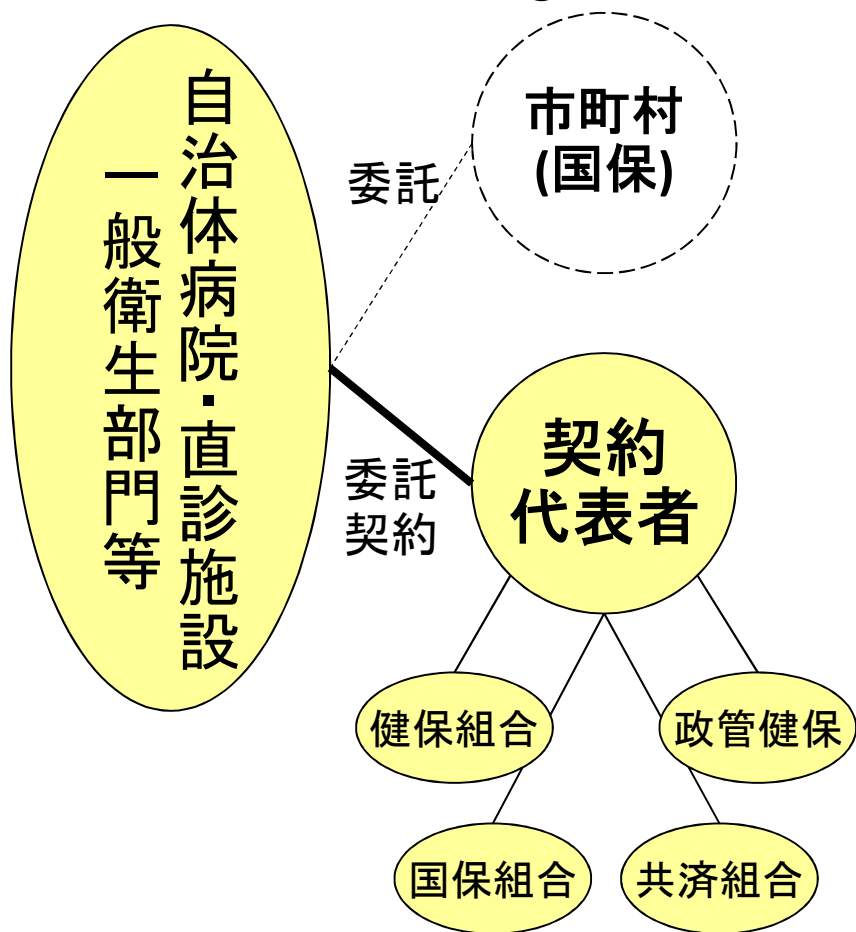
被用者保険は、直診施設等と委託契約。



市町村(国保)の契約条件(単価・内容)を参考としつつ、被用者保険と外部の機関(地区医師会等)が交渉により契約
市町村(国保)は、保険者協議会を通じ、必要な支援(情報提供・取次ぎ等)を行う。

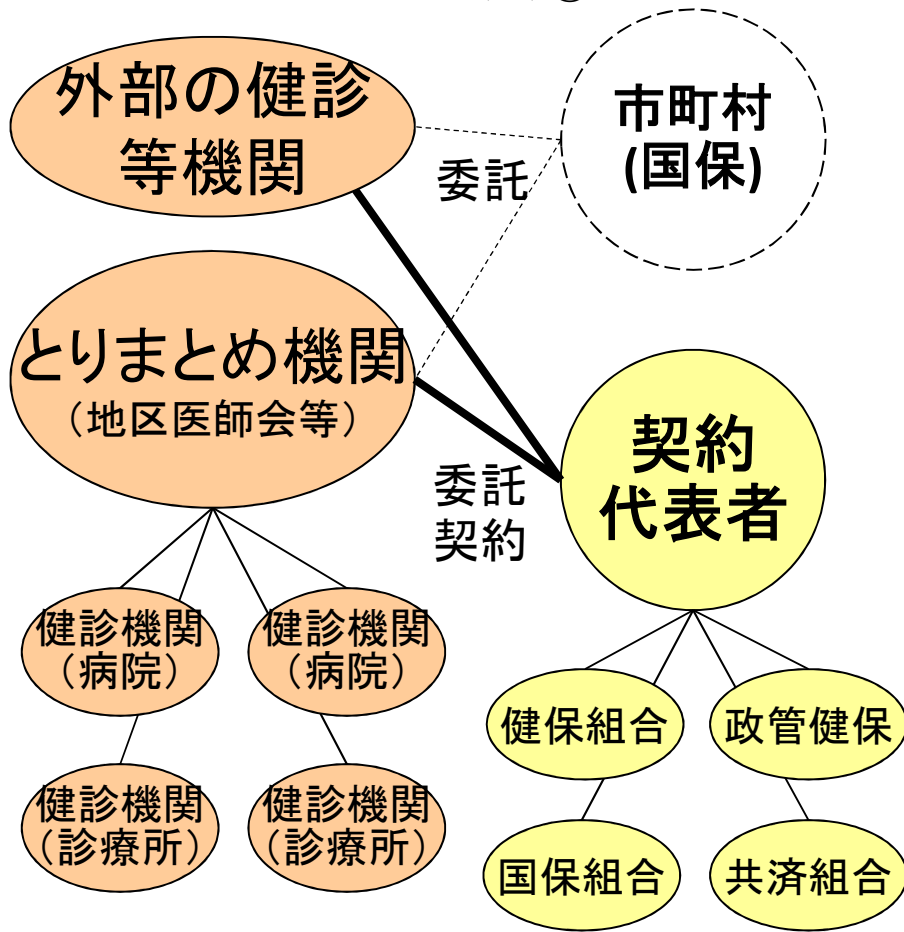
【国保が直診等で実施する場合】

パターン(B)①



【国保が、外部の機関等に委託する場合】

パターン(B)②



○被用者保険の保険者の特定健診の実施率の内訳を見ると、被保険者本人の実施率と比して被扶養者の実施率が低い状況にある(回答のあったもののみ集計)。

(参考)平成21年度 被用者保険の保険者の特定健診実施率(被保険者・被扶養者)

保険者の種類別		加入者	被保険者	被扶養者
協会けんぽ	特定健康診査実施率	31.6%	38.7%	12.2%
	回答率	100.0%	97.9%	76.6%
健保組合	特定健康診査実施率	66.6%	82.1%	36.5%
	回答率	80.2%	62.1%	62.2%
国共済	特定健康診査実施率	55.5%	84.3%	16.1%
	回答率	85.0%	50.0%	50.0%
地共済	特定健康診査実施率	67.8%	80.9%	35.6%
	回答率	96.0%	84.6%	84.6%
私学共済	特定健康診査実施率	56.1%	69.5%	28.6%
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%

(注1):保険者に対する「特定健康診査・特定保健指導に関するアンケート調査結果」より集計したものである。
 (注2):調査は、平成22年5月～6月に実施し、調査時点で各保険者が把握している数字を集計したものであり、各保険者において、国への実績報告(平成22年11月)までの間に変更があり得る。

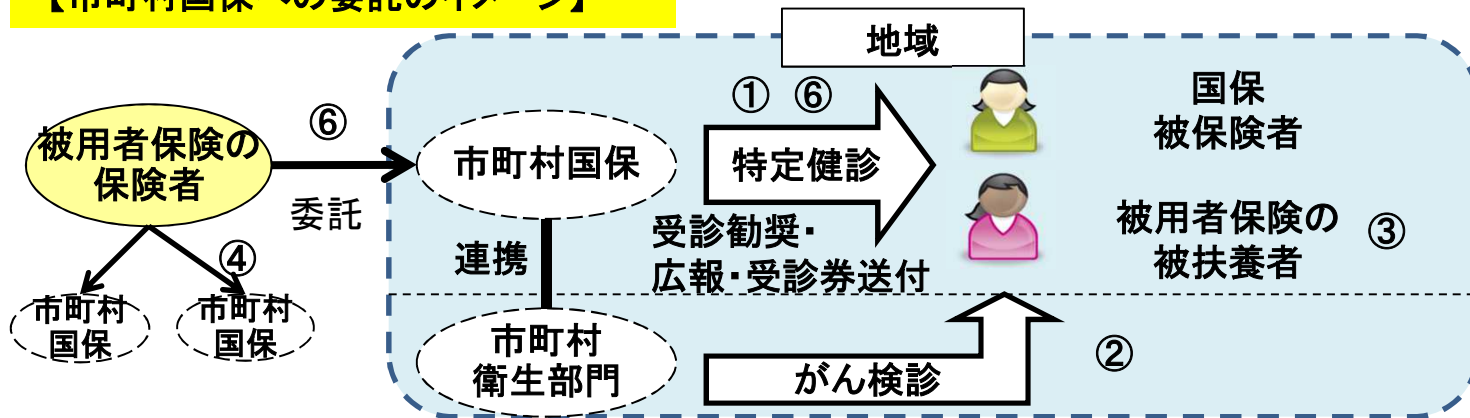
市町村国保への委託について

平成24年6月27日
第10回保険者による
健診・保健指導等に関する検討会

資料1

参考資料4

【市町村国保への委託のイメージ】



<考えられるメリット>

- ①市町村国保が、国保被保険者と被用者保険の被扶養者に対して一体的に受診勧奨・広報等を行うことができる。
※ アンケート調査によれば、市町村国保の方が、「個別訪問」等の多様な受診勧奨を実施。
- ②市町村国保が、市町村の衛生部門と連携してがん検診等の同時実施を行えば、より効率的な実施が確保できる。
※ アンケート調査によれば、市町村国保と市町村の衛生部門は一定連携を行っている。

<留意点>

- ③以下に示す事由から、こうした実施は原則化になじまず、被用者保険の保険者が、被扶養者への健診の実施委託に同意する市町村国保と個別に契約を締結する必要。
- ④被用者保険の保険者は、委託の対象となる被扶養者を市町村国保に対して明示する必要がある。
- ⑤上記④から、被用者保険の保険者は、被扶養者の所在地を把握し、所在する市町村国保それぞれ個別に交渉する必要がある。
- ⑥また、市町村国保が実施する特定健診の健診項目は、それぞれ異なる場合もある。対象者への一体的な実施を行うことからすれば、被用者保険の保険者は市町村国保へ特定健診の実施を委託する場合、市町村国保毎に健診項目が異なることも受容する必要。
- ⑦市町村国保と被用者保険の保険者間でデータの授受や費用決裁が円滑に行えるか。

今後、①市町村国保が被用者保険の被扶養者への特定健診実施の受託に同意した場合で、②被用者保険の保険者が対象を明示し、③個別に対象者が所在する市町村国保それぞれと個別に契約を締結することを前提に、円滑な費用決済やデータの授受の方法等について、実務担当者によるワーキンググループで議論。

保険者による健診・保健指導等に関する検討会とりまとめ (平成24年7月)

(抜粋)

Ⅲ 第二期特定健診等実施計画の期間における具体的な実施のあり方

3. 特定健診・保健指導の実施率向上に向けて

②未受診者への対応

ii) 被扶養者への実施率向上について

○ 被用者保険の被扶養者への特定健診・保健指導の実施率向上については、関係者から市町村国保への委託を活用すべきとの意見があった。こうしたことから、被用者保険の保険者が、市町村国保の同意の下に特定健診・保健指導を委託する場合に限り、外部の機関への業務の全部又は主たる部分の委託を認めることとし、再委託の要件の見直しを行う。

○ さらに今後、①市町村国保が被用者保険の被扶養者への特定健診実施の受託に同意した場合で、②被用者保険の保険者が対象者を明示し、③個別に対象者が所在する市町村国保それぞれと個別に契約を締結することを前提に、市町村国保に委託する場合の円滑な費用決済やデータの授受の方法等について、実務担当者によるワーキンググループで議論する。また、市町村国保への委託に関しては、実施する場合の市町村国保の事務負担増に十分な配慮を行う必要がある。